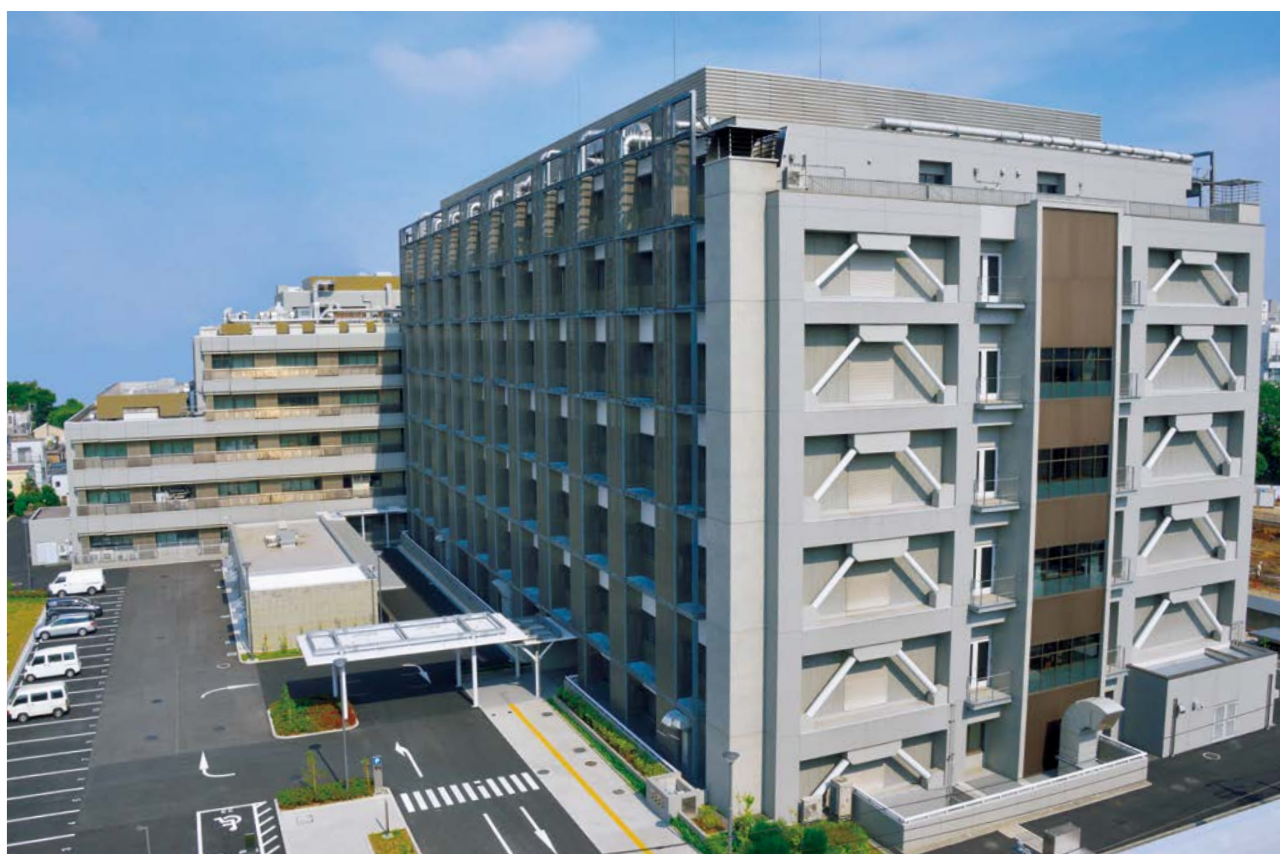


# 事業案内



 東京都健康安全研究センター

Tokyo Metropolitan Institute  
of Public Health



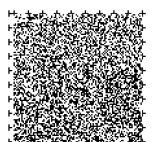
# はじめに

東京都健康安全研究センターは、都民の生命と健康を守る科学的・技術的拠点として、食品、医薬品、飲料水や生活環境などの日々の安全・安心確保と感染症などの健康危機への備えの両面から、試験検査、調査研究、研修、公衆衛生情報の解析・提供及び監視指導を行っています。

その機能を強化するため、平成 24 年度に組織改正を行うとともに、新棟を整備し「本館」として業務を開始しました。

検査・研究部門は、試験検査のほか専門的研究に取り組み、広域監視部門では、監視指導業務に加え先行的な調査研究に取り組んでいます。健康危機情報部門は、都民等へ健康危機管理に関する情報提供を行っています。検査・研究部門、広域監視部門及び健康危機情報部門はそれぞれ連携しながら研究等を進め、健康被害の未然防止に取り組んでいます。

都民の生命と健康を脅かす多様な問題が発生する中、当センターでは検査体制の確保やホームページ等を通じた情報の提供を積極的に行い、都民等の不安の解消に努めています。



## はじめに

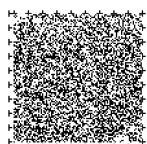
|             |   |
|-------------|---|
| 沿革 .....    | 1 |
| 組織 .....    | 2 |
| 職員定数 .....  | 3 |
| 庁舎配置図 ..... | 3 |

## 業務内容

|                |   |
|----------------|---|
| 検査・研究部門 .....  | 4 |
| 広域監視部門 .....   | 5 |
| 健康危機情報部門 ..... | 6 |

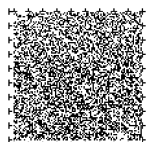
## 各部・室の業務紹介

|               |    |
|---------------|----|
| 微生物部 .....    | 7  |
| 食品化学部 .....   | 8  |
| 薬事環境科学部 ..... | 9  |
| 精度管理室 .....   | 11 |
| 広域監視部 .....   | 12 |
| 企画調整部 .....   | 14 |



# 沿 革

- 昭和24年 3月 昭和23年、厚生省から「地方衛生研究所に関する設置要綱」が通達されたことに伴い、都立衛生研究所を設置
- 平成15年 4月 東京都健康安全研究センターを設置（都立衛生研究所、食品指導センター、食品指導センター多摩支所、中部薬事衛生事務所、東部薬事衛生事務所、薬用植物園、市場衛生検査所多摩 6 出張所を統合）
- 平成17年 4月 広域監視部医療機器監視課を設置
- 平成18年 4月 微生物部に疫学情報室を設置  
環境保健部の薬理研究科と病理研究科を統合し生体影響研究科を設置
- 平成19年 4月 広域監視部建築物監視指導課を設置  
多摩支所の理化学研究科と微生物研究科の一部の業務を本所に移管  
理化学研究科と微生物研究科を統合して多摩支所食品衛生研究科を設置
- 平成20年 4月 企画管理部の庶務課と計画調整課を統合し管理課を設置  
環境保健部の環境衛生研究科と水質研究科を統合し水質・環境研究科を設置
- 平成21年 4月 環境保健部の水質・環境研究科を改め、環境衛生研究科を設置
- 平成24年 4月 企画管理部を企画調整部とし、健康安全部及び企画管理部の一部組織と疫学情報室を統合して企画調整部に健康危機管理情報課を設置。医薬品部と環境保健部を統合して薬事環境科学部を設置し、微量分析研究科を廃止。多摩支所を廃止し、広域監視課を広域監視部に統合して食品監視第二課とし、食品監視指導課を食品監視第一課とした。この再編整備により、健康安全研究センターは 5 部・1 室、7 課・9 科となった。



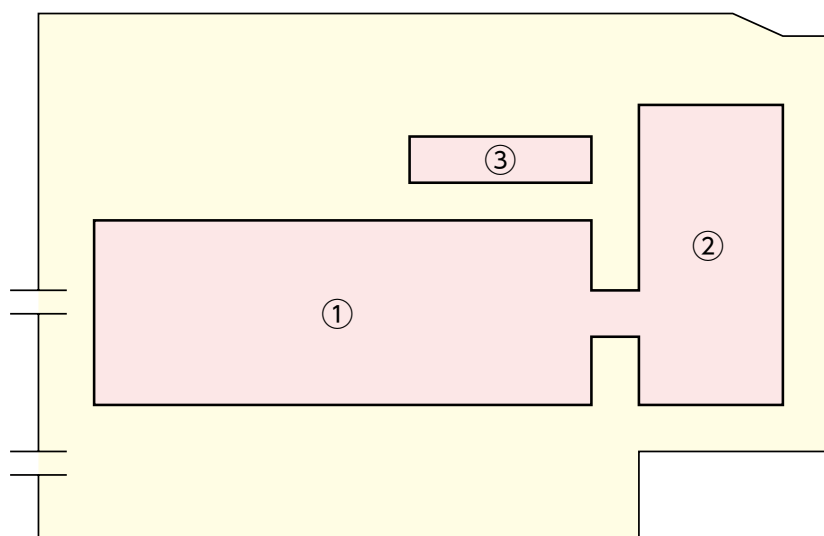
## 織

# 職員定数

令和6年4月1日 現在

| 部所 \ 職種 | 事務 | 電気 | 環境検査 | 農業技術 | 獣医 | 衛生監視 | 理工技術 | 医師 | 薬剤  | 臨床検査 | 栄養士 | 保健師 | 合計  |
|---------|----|----|------|------|----|------|------|----|-----|------|-----|-----|-----|
| 企画調整部   | 29 | 1  |      |      | 1  | 6    |      | 4  | 5   |      |     | 5   | 51  |
| 広域監視部   | 1  |    |      |      | 2  | 54   |      |    | 60  |      |     |     | 117 |
| 微生物部    |    |    | 4    |      | 19 | 10   |      | 2  | 13  | 6    |     |     | 54  |
| 食品化学部   |    |    | 14   |      | 4  | 8    | 2    |    | 44  |      | 1   |     | 73  |
| 薬事環境科学部 |    |    | 11   | 1    | 5  | 12   |      | 2  | 27  |      |     |     | 58  |
| 精度管理室   |    |    |      |      | 2  | 3    |      |    |     | 1    |     |     | 6   |
| 合計      | 30 | 1  | 29   | 1    | 33 | 93   | 2    | 8  | 149 | 7    | 1   | 5   | 359 |

# 庁舎配置図



## ① 本館

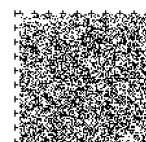
企画調整部、広域監視部、食品化学部、精度管理室他

## ③ 附属棟

測定室、リサイクル室他

## ② 別館

微生物部、薬事環境科学部他





# 業 務 内 容

東京都健康安全研究センターの業務は、検査・研究、広域監視、健康危機情報の3部門に区分できます。各部門が連携をとりながら一元的に業務を実施しています。

## 検 査 ・ 研 究 部 門

### 1 試験検査

保健医療局の各課、保健所、特別区等の行政機関からの依頼等に基づき、試験検査を行っています。検査内容は、感染症の病原体検査、食中毒の原因究明のための検査をはじめとして、食品、医薬品、家庭用品、大気や水の安全性の検査など、広範囲にわたります。

試験検査の結果は、法令に基づく行政処分の根拠ともなります。

### 2 調査研究

健康危機に関わる様々な課題について、基礎的・応用的な研究を実施するほか、試験法の開発や改良のための研究、先行的な実態調査等を行っています。所内の調査研究として実施するほか、他の研究機関との共同研究や、国の研究事業の受託も行っています。

研究の評価については、研究評価会議を設置し、研究の必要性、妥当性、成果等について外部委員による外部評価を行っています。

研究の成果については、行政施策に活用するとともに、国内外の学会や学術雑誌での発表を行っています。また、当センターのホームページに研究年報等として公表しています。

### 3 精度管理

食品衛生検査施設等における検査等の業務管理について、業務管理基準（GLP：Good Laboratory Practice）に基づく試験検査の妥当性、信頼性確保に関する業務を実施しています。

また、都内の衛生検査所の検査精度の向上を図るため、精度管理事業を実施しています。



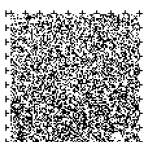
結核検査（QFT 検査）



単結晶X線構造解析装置による  
危険ドラッグ検査



食品添加物（保存料）検査





## 広域監視部門

### 1 食品監視

食品等の安全・安心の確保を図るため「食品衛生法」、「食品表示法」等に基づき、広域に流通している食品を取り扱う事業者への監視指導を行っています。対象は食品輸入業、大規模製造業、問屋業などの流通拠点、多摩地区にある卸売市場です。

これらの施設に対し監視指導、収去検査、表示検査等を行い、違反品発見の際は、特別区、八王子市、町田市や保健所と連携して迅速な排除に努めています。

### 2 薬事・医療機器監視

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく製造販売業や製造業等の許認可、監視指導及び収去検査を実施しています。また、「毒物及び劇物取締法」に基づく製造業、輸入業の登録及び監視指導を行い、毒物劇物に起因する保健衛生上の危害を防止しています。

違反等が発見された場合には、法律に基づく迅速な改善指導、販売禁止・回収など、都民生活の安全・安心を確保しています。

### 3 建築物監視

多数の人が利用する大規模なビル（特定建築物※）の室内空気環境、給排水、ねずみ昆虫防除などの維持管理の適正を図るため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、立入検査、各種調査等を実施しています。

また、ビルの維持管理に携わる清掃業、空気環境測定業、ねずみ等の防除業等の事業者の知事登録及びその営業所に対する監視指導や衛生講習会等を行っています。

※ 特定建築物とは、事務所、学校、店舗など11の特定用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物（学校は8,000㎡以上）です。



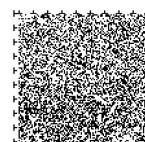
（食品）大規模製造業の監視



医薬品製造業の監視



（建築物）屋上の高置水槽の検査



## 健康危機情報部門

### 1 健康危機に関する情報の管理

感染症、食品、医薬品、花粉等の環境保健衛生に関する情報の収集、解析を実施し、ホームページやリーフレット等により都民や関係機関に向け発信しています。最新のトピックスについては、「くらしの健康」として掲載しているほか、これまでの研究結果等については、ホームページ内の「アーカイブセンター」に取りまとめて掲載しています。

あわせて、所内の調査研究や試験検査に係る調整も行っています。

### 2 専門人材の育成

東京都、特別区・八王子市及び町田市の技術系職員（衛生検査、食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員等）を対象に技術研修を行っています。

また、健康安全分野における専門職種（主に監視員）を対象にした専門職研修や、保健所の医師、保健師等を対象にした実地疫学調査研修を行っています。

### 3 広報・普及啓発

都民向けの施設公開や夏休み子供セミナー、食の安全都民フォーラム、おくすり講座を開催するほか、結核、ハンセン病、花粉症、感染症媒介蚊、アレルギー疾患等に関する普及啓発事業も実施しています。

### 4 地方感染症情報センター

健康危機管理情報課の疫学情報担当部門は、国の感染症発生動向調査事業の中の「基幹地方感染症情報センター」としての役割を担っています。医療機関や保健所等と連携しながら、感染症の発生状況や病原体検出情報等を把握し、感染症の発生動向の分析や情報提供を行っています。

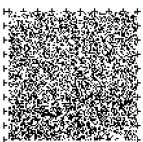
あわせて、都内保健所等で実施する疫学調査への支援として、実地疫学調査チーム（TEIT：Tokyo Epidemic Investigation Team）を派遣しています。



夏休み子供セミナー



アレルギー疾患研修



# 各部・室の業務紹介

## 微生物部

微生物部は3研究科で構成されています。各研究科では、「感染症法」や「食品衛生法」などに基づいて、感染症の原因究明や流行状況把握、食中毒の原因究明及び食品の安全性確保を目的とした微生物学的検査を行っています。

また、微生物学的試験法の開発・改良、病原体の汚染実態調査、病原性解析、分子疫学解析などに関する調査研究を行っています。

**食品微生物研究科**では、都内で発生した食中毒や腸管感染症の原因解明を目的に、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ、赤痢菌、ウエルシュ菌など20種類以上に及ぶ病原菌の検査や検出菌の解析を行っています。また、乳・肉・魚介・野菜・そうざい類等の流通食品の安全性確保のため、細菌及び真菌の検査を実施しています。特に最近では、遺伝子検査法を積極的に導入し、スクリーニング試験や検出菌の病原性評価、あるいは感染経路解明のための分子疫学的解析などに応用しています。

**病原細菌研究科**では、細菌性呼吸器感染症（A群溶連菌、肺炎球菌等）、薬剤耐性菌感染症（カルバペネム耐性腸内細菌科細菌等）、結核、性感染症（梅毒、淋菌、性器クラミジア等）、動物由来感染症（レプトスピラ、狂犬病等）に関する病原体の迅速診断・分子疫学解析を中心とした試験検査・調査研究を行っています。さらに、アニサキス、粘液胞子虫および住肉胞子虫等を原因とする寄生虫症（食中毒等）に関しても試験検査・調査研究を実施しています。

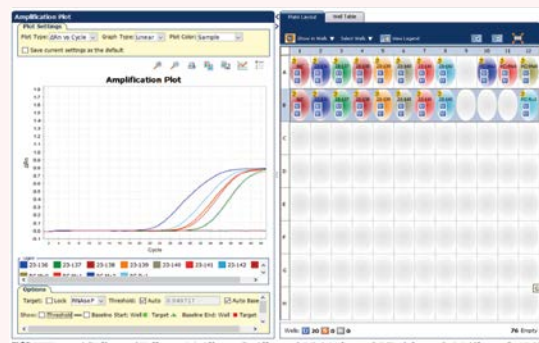
**ウイルス研究科**では、ウイルスを起因とする感染症（デング熱等の蚊媒介感染症、麻しん・風しん、インフルエンザ等の呼吸器感染症、エイズ等の性感染症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、つつが虫病、エムボックスなど）とウイルス性食中毒（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）に関する試験検査を行っています。また、これら病原体に関する調査研究を行うとともに、東京感染症アラートに基づく鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群（MERS）や新型コロナウイルス感染症等の緊急検査・変異株スクリーニング検査・ゲノム解析にも対応しています。

### 都民生活とのかかわり

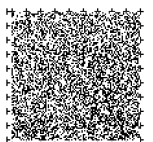
都内で発生した麻しん・風しん疑い例や患者の接触者等を対象に、迅速かつ精度の高い手法によって検査・解析を行い、都内での感染拡大防止に必要な情報を迅速に提供しています。



リアルタイムPCR検査風景



リアルタイムPCR検査結果





## 食 品 化 学 部

食品化学部は3研究科で構成され、食品の安全・安心を確保できるよう、「食品衛生法」、「食品表示法」及び「健康増進法」などの関連法規に基づき、都内で流通するさまざまな食品について主に理化学的な検査を行っています。

試験検査に加え、より信頼性の高い検査結果を得ることのできる高精度な試験法の開発や、それを活用した実態調査などの調査研究にも取り組んでいます。

**食品成分研究科**では、遺伝子組換え食品、食品中のアレルゲン、カビ毒（アフラトキシン、パツリンなど）、有害金属（カドミウム、水銀、鉛など）、放射性物質、特別用途食品及び栄養表示食品などの栄養成分（たんぱく質、脂質、ミネラル、ビタミンなど）の検査や、乳及び乳製品・清涼飲料水・生あんなど各種食品の成分規格試験と、多岐に渡る検査を実施しています。都内で発生する化学性食中毒（ヒスタミンなどの化学物質、毒キノコ・フグ毒・有毒植物などの自然毒）、食品中の異物や異臭成分の原因究明にも検査対応しています。また、これらの検査に関連した試験法の開発や実態調査などの調査研究も行っています。

**食品添加物研究科**では、食品中の食品添加物、輸入かんきつ類中の防かび剤、食品添加物の品質規格、食品用器具・容器包装及びおもちゃの規格等の試験検査を実施しています。また、調査研究として、食品中の食品添加物の高精度で簡便な試験法の開発・改良、輸入食品の検査体制の拡充を目的とした使用不許可の食品添加物の試験法の開発、小さなお子さんが口にする可能性がある玩具等の調査、食品用器具・容器包装における安全性確保のための試験法の開発などを行っています。

**残留物質研究科**では、食品中に残留している農薬、動物用医薬品、PCB、有機スズ化合物などの分析を中心に農産物や畜水産物の安全性を確保するための試験検査を行っています。調査研究として、残留農薬や動物用医薬品の試験法の開発並びに残留実態調査、農薬などを原因とする健康被害が危惧される事例に対応した迅速検査法の開発、都民の食生活の安全性評価に関する資料提供を目的とした「食品からの農薬、ダイオキシン類の一日摂取量調査」などを行っています。また、農産物、畜水産物中の残留抗微生物薬や食品中の細菌性毒素に関する研究も進めています。

### 都民生活とのかかわり

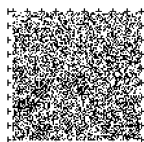
有毒な魚介類や植物に起因する食中毒が毎年発生しており、原因となる動植物の鑑別や有毒成分の分析を迅速に実施して原因究明を行っています。また、ホームページなどを通じて注意喚起することで再発防止にも努めています。



有毒植物のイヌサフラン  
(ギョウジャニンニクやギボウシと間違えることがある)



シガテラ毒を含むバラフエダイ  
(東京都では販売自粛を指導している)



## 薬事環境科学部

薬事環境科学部は3研究科で構成されています。主な業務として、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器などを対象とする薬事衛生全般に関する試験検査・調査研究、大気・室内・水環境の化学物質や微生物の存在実態や指導・規制等に関わる試験検査・調査研究、危険ドラッグやナノ物質等、ヒトの健康への影響が明らかでない化学物質等の安全性評価に関する試験検査・調査研究を行っています。

**医薬品研究科**は、主として薬事衛生に関する業務を担当しています。都内全域で収去された医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、家庭用品等の試験検査を行うとともに、医薬品及び医薬部外品の製造販売承認に際して成分の規格や試験方法が適切に設定されているかについても審査しています。また、健康食品中の医薬品成分に関する試験のほか、危険ドラッグについて、指定薬物及び新規未規制成分の検出に努めています。これら薬事衛生に関する業務のほか、家庭用品について有害物質の試験検査や、メッキ工場及び金属処理工場廃水中のシアン化合物の試験検査も担当しています。

小平市にある薬用植物園（当研究科が所管）では、ケシ、大麻、麻薬原料植物、各種の薬用植物等を植栽し、都民への知識の普及啓発を行うとともに、規制植物、危険ドラッグ及び健康食品について、植物鑑別を中心とした試験検査や調査研究も実施しています。

### 都民生活とのかかわり

都内で集められた医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、家庭用品等の試験検査を行い、品質や有効性、安全性の確保を図っています。また、危険ドラッグや健康食品について試験検査を行うほか、薬用植物園において、規制植物や薬用植物等に関する知識の普及啓発を行い、都民の健康危害の未然防止に努めています。



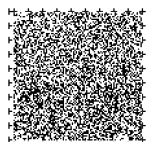
危険ドラッグ製品  
（紙タイプ）



ジェネリック医薬品試験に用いる  
溶出試験器



ケシ研修時の薬用植物園



**環境衛生研究科**は、空気環境、水環境及び生活環境の安全性確保を中心とした試験検査・調査研究業務を行っています。空気環境では、大気汚染等保健対策に係る研究・調査として大気汚染物質のヒト由来培養細胞へのばく露実験や大気中実態調査、室内の有害化学物質の試験検査を行っています。水環境では、水道水・井戸水における水質基準項目等の化学的・微生物学的検査、プール水や浴槽水の水質及びこれらを汚染するレジオネラ属菌等の試験検査を行っています。また生活環境では、デング熱等の蚊媒介感染症を引き起こす蚊等の衛生害虫や食品に混入した昆虫等の同定、雨水等の降下物及び水道水の放射能測定を行っています。さらに、国の委託事業として空間放射線量の常時測定や土壌等の環境放射能の測定を行っています。

そのほか、都内を営業区域とする水質検査機関等の検査精度管理に関する調査、東京湾産魚貝類のダイオキシン類及び内分泌かく乱化学物質等の調査を行っています。

### 都民生活とのかかわり

蚊媒介感染症の原因ウイルスを媒介する蚊の形態学・分子遺伝学的な分類を行っています。また、身の回りの放射線量や人工放射性物質の状況を把握するため、全国レベルの調査の一環として空間放射線量の常時測定や、雨水などの降下物、水道水、土壌などに含まれる放射性物質の定期的な測定を行っています。



写真左  
デング熱の原因ウイルスを媒介するヒトスジシマカ

写真右  
ガンマ線を出す放射性物質を分析するゲルマニウム半導体核種分析装置

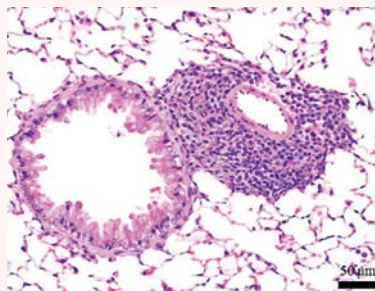
**生体影響研究科**は、化学物質が生物の行動や組織・器官の形態及び機能、あるいは子孫に及ぼす影響を明らかにするため、培養細胞や実験動物を用いて多角的に検討しています。

危険ドラッグによる実験動物の行動の変化や脳・神経細胞への影響、大気中の亜硝酸が実験動物の呼吸器や免疫等へ及ぼす影響、視力補正用コンタクトレンズやおしゃれ用カラーコンタクトレンズ等の医療機器の生物学的安全性、健康食品中の甲状腺組織末の鑑別等について、試験検査を行っています。

また、これらの試験検査に関連した調査研究も実施しています。

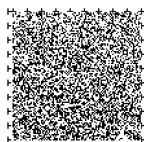
### 都民生活とのかかわり

視力補正用コンタクトレンズやおしゃれ用カラーコンタクトレンズの安全性を評価するために、培養細胞を用いた細胞毒性試験を行っています。また、大気中亜硝酸の健康影響について、ぜん息モデルマウス等を用いて調査を行っています。



写真左  
カラーコンタクトレンズの細胞毒性試験

写真右  
ぜん息モデルマウスの肺組織





## 精 度 管 理 室

精度管理室は食品衛生検査施設等における検査等の業務管理について、試験検査の妥当性及び信頼性確保業務を行っています。また、衛生検査所を対象とした精度管理事業を実施しています。

精度管理室では、食品衛生、水道水、医薬品、医療機器、感染症に関する試験検査について、検体採取から検査成績書発行までの全工程において、業務管理基準（G L P）に基づく検査工程や検査・作業記録、内部・外部精度管理調査結果及び検査担当職員の技能水準などを内部点検により確認し、検査精度及び妥当性の検証により検査の透明性及び信頼性の保証を図っています。

点検の対象は、当センター及び都の食品衛生検査施設（市場衛生検査所、食肉衛生検査所及び都保健所）、水質、医薬品、医療機器及び感染症の検査部門、食品及び医療機器の監視指導部門、検体受付や検査結果書の発行を担当する事務部門と多岐にわたります。

また、都内に所在する衛生検査所を対象に、臨床検査の質の向上を目的とした精度管理調査を実施しています。この調査は、衛生検査所に血液などの調査試料を直接配付するオープン方式と、調査試料であることを伏せて協力医療機関から検体を配付するブラインド方式があり、生化学、血液学、免疫学、微生物学、寄生虫学の検査、細胞診標本、病理組織標本の抜き取り調査及び病理標本作成調査、病原体核酸検査結果について専門医等からなる委員会により評価を行うものです。調査結果は公表していますが、評価結果から特に指導を要する衛生検査所には専門医等による特別監視指導を行います。

さらに、都内の医療機関を対象にしたP C R機器等による遺伝子検査の外部精度管理調査を実施しています。この調査では調査試料の配布と検体検査に関する遵守すべき法令等の確認を行う文書調査を合わせて実施しています。調査結果を踏まえて試薬メーカーが属する日本臨床検査薬協会会員による実地での技術支援を必要に応じて行い、参加した医療機関へのフォローアップを実施しています。

### 都民生活とのかかわり

当センター及び都の食品衛生検査施設等で行っている試験検査が妥当な方法で正確に行われているかどうかを点検することにより、食・水・医薬品・健康に関して都民への安心・安全の一端を担っています。また、医療機関からの臨床検査等を受託する衛生検査所の検査精度の向上を図るため、精度管理事業を実施し、都民の医療への信頼と健康の確保に努めています。



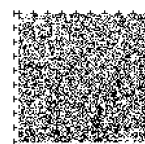
内部点検



調査試料配布

写真左  
内部点検による検査工程や検査・作業記録等の書類の点検確認。

写真右  
衛生検査所精度管理調査での調査試料配布。





## 広 域 監 視 部

広域監視部は5課で構成され、都民の安全・安心を確保するため広域流通食品や大規模建築物、医薬品や医療機器に対する監視指導や許認可等を行っています。

**食品監視第一課及び食品監視第二課**では、監視員が日々現場に赴き、広域流通食品を取り扱う事業者を対象とした監視指導、収去検査、調査研究、情報提供等を専門的に実施しています。

食品機動監視の分野では、広域流通食品を扱う問屋や大規模製造業について監視指導と収去検査を行っています。流通食品の放射性物質検査も担当しています。

輸入食品については、増加を続ける食品輸入事業者の関係施設に立ち入り、監視指導と、輸入食品の安全性を確認する収去検査を実施しています。

多摩地区の卸売市場についても、日常的な監視指導と収去検査等の対象としています。

食品表示に関しては、製造業、流通業者及び小売業者に対して産地等の表示が適正に行われるように、専門的な監視指導を実施しています。

さらに、食品による危害の未然防止や基準設定のための先行調査、食品関係事業者に対する自主的衛生管理の指導、衛生講習会等を行っています。

**建築物監視指導課**は、ビルの空調、給水、排水等の衛生を確保するため、特別区内にある延べ面積が10,000㎡を超える大規模な特定建築物を主な対象に、立入検査、図面審査指導、講習会等を実施しています。

立入検査は、給排水設備等の維持管理状況や、点検記録の確認、空気環境測定等を主な内容としています。特定建築物の建築確認申請時には、空調機や加湿器の能力、受水槽の大きさ等について図面審査指導を行い、設計段階からビルの衛生的な環境の確保を図っていく取組を進めています。

また、ビルの衛生管理には清掃業や空気環境測定業、飲料水貯水槽清掃業など多くの事業者が携わっており、これらの事業者の資質の向上を目的として知事登録の業務を行っています。

さらに、毎年、ビルの所有者・管理者や、維持管理事業者を対象に講習会を開催し、最新の専門的な知識、法令改正、立入検査時の不適事項等について情報提供を行っており、多くの方が参加しています。

### 都民生活とのかかわり

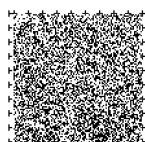
広域流通食品や大規模なビルに関して監視指導や検査を行い、都民の安全・安心を確保しています。



輸入食品の収去検査



外気導入量の調査



**薬事監視指導課**では、医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品及び毒物劇物を取り扱う事業者を対象に、許認可や登録事務、監視指導の業務を行っています。また、令和3年度からは地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定と運営状況の実地確認業務を行っています。

許認可や登録事務では、事業者の方からの様々な相談に対応し、窓口での申請や届出の受付及び提出された書類の審査を行います。

監視指導では、医薬品等の製造販売業者の事務所や製造業者の施設に立入り、製造・品質管理、製造販売後安全管理、適正な表示等についての指導を行います。卸売販売業者及び配置販売業者に対しても、医薬品の適正管理を確保するための立入調査等を実施しています。

さらに、毒物劇物の製造業者、輸入業者、業務上取扱者（大学や毒物劇物タンクを保有する事業者等）に対して適正管理を確保するための立入調査を行い、事故の未然防止対策の強化に努めています。

また、青少年の薬物乱用防止のための啓発活動等も行っています。

**医療機器監視課**では、医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）を取り扱う事業者を対象に、許可・登録や監視指導の業務を行っています。

許可・登録業務では、都内の医療機器等製造販売業者、製造業者及び医療機器修理業者からの様々な相談に対応し、窓口での申請や届出の受付及び書類の審査を行っています。

監視指導では、都内の医療機器等製造販売業者、製造業者及び医療機器修理業者の施設に立入りし、製品の製造・品質管理、製造販売後安全管理、適正な表示等の指導及び収去検査等を実施しています。

＜参考＞ 医療機器は、高度管理医療機器（心臓ペースメーカー、AED、コンタクトレンズなど）、管理医療機器（X線診断装置、電子体温計など）、一般医療機器（聴診器、メス、眼鏡など）に分類され、人体に与えるリスクに応じた規制がなされています。

体外診断用医薬品は、診断に使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないものと定義されています。医療機器と同様の規制がされています。

## 都民生活とのかかわり

医薬品や医療機器の監視指導では、製造業者において規定どおりの製品を製造する能力があるかといった調査や、製造販売業者において、副作用情報や不具合情報を適切に収集し報告しているかなどの調査を行っています。

また、毒物劇物に関しては製造業者、食品工場、大学など施設に応じた事故防止対策を指導しています。



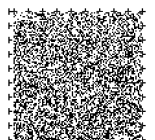
医薬品製造業監視



毒物劇物監視



医療機器製造販売業監視



企 画 調 整 部

企画調整部は2課で構成され、庶務や経理などセンター運営を支える管理課と、調査研究・試験検査の調整、研修等の企画、広報・普及啓発、感染症・食品・医薬品・花粉症・アレルギー疾患に係る健康危機管理情報の収集や解析、発信等を行う健康危機管理情報課があります。

**健康危機管理情報課 環境情報担当**では、環境に起因する健康影響のうち、主に花粉症対策、環境放射線、感染症媒介蚊対策、アレルギー疾患に関する情報の収集及び提供を行っています。

ホームページを活用し、花粉飛散状況のほか、環境放射線の測定や感染症媒介蚊サーベイランスについて結果を公表しています。また、蚊発生防止を目的とした環境整備を促す「感染症を媒介する蚊対策講習会」を開催しています。

アレルギー疾患に関しては、都民向け講演会、ホームページやリーフレット等により正しい知識の普及啓発を行っています。また、保育施設等でアレルギー疾患に関する知識や緊急時の対応力の向上を図るため、研修会や研修教材の作成等を行っています。

**食品医薬品情報担当**では、食品や医薬品の安全に関する普及啓発を行っています。食の安全に関し、都民、事業者及び行政の相互理解を深めることを目的とした「食の安全都民フォーラム」の開催や、「食の安全調査隊」、「食の安全都民講座」を実施しているほか、医薬品等の適切な使用を推進するため「おくすり講座」を開催しています。また、ホームページやSNS、リーフレット等により、情報発信を行っています。

健康食品対策については、健康被害事例の検討、試買調査や事業者向け及び都・区・市の担当職員向け講習会を実施し、健康食品の安全確保を図っています。

**疫学情報担当**では、様々な感染症から都民を守るため、感染症に関する情報の収集・解析・発信を行っており、国の感染症発生動向調査事業の「基幹地方感染症情報センター」として位置づけられています。

感染症法に基づく都内の医療機関からの感染症発生届を分析するほか、様々な感染症に関する情報の収集・情報提供を行っています。

また、東京都独自の「感染症健康危機管理情報ネットワークシステム (K-net)」を活用して、保健所等の関係機関との情報共有を行っています。

さらに、都内保健所等で実施する疫学調査への支援として、実地疫学調査チーム（TEIT：Tokyo Epidemic Investigation Team）の派遣や、実地疫学調査研修を実施しています。

## 都民生活とのかかわり

各種講習会やホームページを通じて、都民に情報提供を行っています。



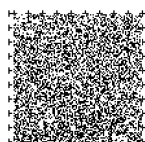
## 環境放射線測定結果



食の安全都民フォーラム

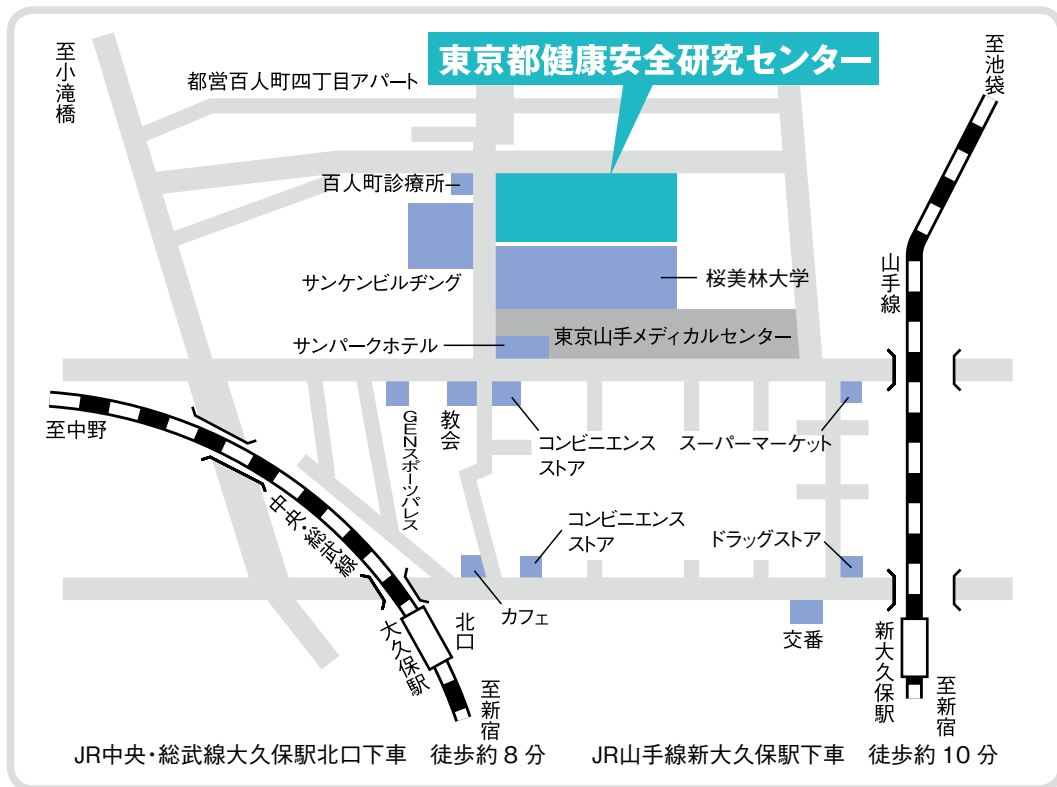


感染症情報センターホームページ

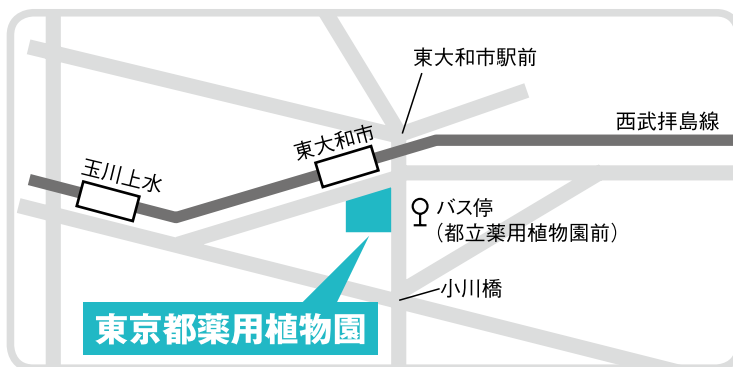


# 施設案内図

東京都健康安全研究センター ☎ 03-3363-3231 (代)  
東京都新宿区百人町3-24-1



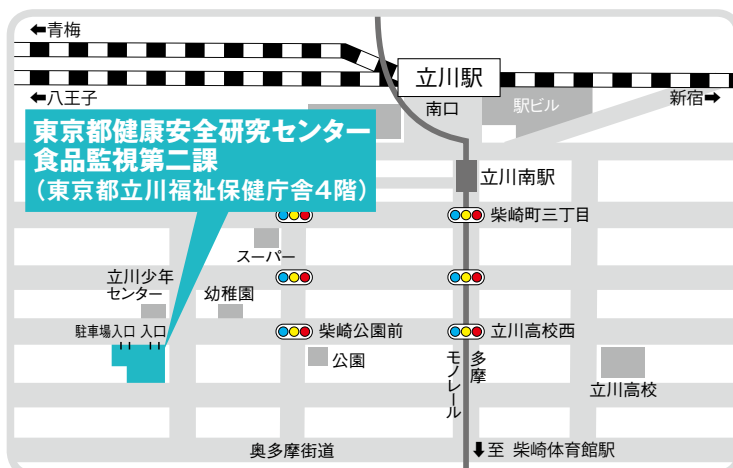
薬用植物園 ☎ 042-341-0344 (代)  
東京都小平市中島町21-1



西武拝島線東大和市駅  
徒歩 2 分

JR立川駅北口から西武バス  
「都立薬用植物園前」下車  
徒歩 2 分

広域監視部食品監視第二課 ☎ 042-529-8899  
東京都立川市柴崎町2-21-19 東京都立川福祉保健庁舎 4 階



JR立川駅  
徒歩 9 分

多摩モノレール立川南駅  
徒歩 7 分

多摩モノレール柴崎体育館駅  
徒歩 9 分

**「事業案内」** 令和 6 年 8 月発行 印刷番号 (6) 12  
編集・発行 東京都健康安全研究センター  
〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1  
電話 03 (3363) 3231 (代)  
URL <https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>  
印刷 正和商事株式会社